

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
1-1	制度	どのような支援金ですか？	エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響が続いている市内の中小企業者等の事業継続を支援することを目的としております。
1-2	制度	国、県、市の他の支援金等を受給しています。併給は可能ですか？	本支援金は、他市の支援金等や本市の他の支援金等を受給している場合でも併給可能となっておりますので、ご申請ください。 ただし、他支援金等の規定における併給可否及び条件につきましては、他支援金等の事務局等にご確認ください。 また、第1弾または第2弾の支援金の給付を受けた方であっても、令和6年4月から令和7年3月までの期間で給付要件を満たした場合は、本支援金（第3弾）を申請できます。
1-3	制度	支援金の使い道の制限はありますか？	特に制限はありません。使途は自由です。
1-4	制度	対象となる費用とは何ですか？ また、水道代は含まれますか？	①光熱費（電気、ガス（LPガス含む））②燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）③原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）です。 なお、水道代は含まれません。
1-5	制度	対象となる中小企業者の要件のうち、“従業員の数”としてカウントする「常時使用する従業員」とは？	「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）になります。 個人事業主や法人の役員は含まれません。予め解雇予告が必要な正規社員などが該当します。 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員等については、予め解雇の予告が必要か否かによりカウントし、従業員数を記載してください。 ※パート、アルバイト、非常勤職員などでも2か月を超えて雇用される方は該当するので、従業員数にカウントしてください。
1-6	制度	新規開業者は対象になるのか？	対象となります。 ただし、令和7年3月末までに開業し、事業を開始していることが必要です。 開業日については以下の書類で確認します。 【法人】法人設立届出書（法人税法第148条）に記載された設立年月日 【個人】個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）に記載された開業・廃業等日 ※いずれも書面申請の場合は收受日印、e-Taxにより電子申請した場合は、受付完了の印字が必要です。 上記のいずれもない場合は、手引き31ページをご参照ください。
2-1	申請	申請にはどのような書類の提出が必要ですか？	申請書、誓約書・同意書、通帳の写し、確定申告書の写し、本人確認書類の写し（個人）、国民健康保険証※等の写し（個人）等のほか、下記書類の提出が必要です。 ・光熱費（電気・ガス（LPガス含む））：利用額、利用者、利用月、利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガス使用量のお知らせなど ・燃料費（ガソリン等）：利用日、利用額、品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など ・その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。 ※保険証をお持ちで無い方は「資格証明書の写し」または「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し」を提出。
2-2	申請	申請書に記入する金額は税込と税抜、どちらに合わせるべきでしょうか？	税込と税抜のどちらかに合わせてあれば、どちらでも構いません。 （税抜と税込を混在させないでください。）
2-3	申請	確定申告書に收受日印がないのですが？	確定申告を書面申告しており、確定申告書第一表の控えに收受日印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の当該年の「納税証明書（その2所得金額用）※」を税務署から取得して提出してください。 また、e-TAXを通じて申告を行っている場合は「受信通知（メール詳細）」を添付ください。 （ただし、確定申告書の上部に受付完了の印字（「電子申告の日時」と「受付番号」の記載）のあるものについては、受信通知（メール詳細）は不要です。） ※なお、以下の書類を全て提出できる場合は、「納税証明書（その2所得金額用）」の提出に代えることができます。 ・担当した税理士又は会計士が自分の住所、氏名（署名又は記名押印）及び「申告内容と相違ない」旨を記載した確定申告書第一表の控え ・確定申告書提出時に税務署から受け取った、日付、税務署名入りのリーフレット ・税理士又は会計士の身分が確認できるもの（身分証等）
2-4	申請	電気料金やガス料金の領収書を紛失してしまいました。どのようにすればよいでしょうか？	紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも可です。
2-5	申請	電気料金のみで3万円を超えていますが、ガス料金やガソリン代の領収書も必要ですか？ かかっている経費の領収書は全て必要ですか？	3万円を超えた場合はその他の経費の記載や領収書等の提出は不要です。 申請書に記載した経費の分のみ領収書等を提出してください。 （申請書に記載していない経費の領収書は不要） 例1）電気料金で3万円以上であれば、ガス料金やガソリン代等の領収書等は必要ありません。 例2）燃料費についてレギュラーガソリンで3万円以上であれば、軽油などその他の領収書等は必要ありません。
2-7	申請	オンライン申請の場合、基本情報を入力すれば、申請書の記載は不要ですか？	お手数をおかけしますが、オンラインの基本情報と申請書はそれぞれ記入をお願いいたします。
2-8	申請	オンライン申請をしたく、特設WEBサイトの「申請はこちら」ボタンをクリックしたが、入力画面にならない。	お使いのインターネット環境のバージョンが古い可能性があります。GoogleChromeもしくはMicrosoftEdgeへの切り替えをご検討ください。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾） Q & A

No.	種別	質問	回答																
2-9	申請	オンライン申請で書類を添付する場合は携帯などで撮った写真でもいいですか？ また、データ形式に指定はありますか？	写真もしくはスキャンをしたpdfファイルどちらでも大丈夫です。iPhone で画像をアップロードする場合は、拡張子「HEIC」以外でお願いいたします。 ※見切れている、ぼやけている、薄くて（暗くて）見えないなど、記載内容の確認が困難な書類は無効となりますのでご注意ください。																
2-10	申請	社会福祉法人ですが、申請書（様式第1号）の「業種・資本金・従業員数」の欄はどこに記入したらよいか？	申請書（様式第1号）の「申請者の業種」の該当する業種にチェックし、「従業員の数」を記入してください。 なお、社会福祉法人の場合は、資本金の欄の記載は不要です。（NPO法人、学校法人、公益法人等も同様です。） ※資本金又は出資金のない法人の場合は、常時使用する従業員の数が各業種ごとに規定される規模以下の場合に対象となります。																
2-11	申請	電気料金、ガス料金が2か月合算で請求されており、1か月分の金額が出せません。どうすればよいですか？	2か月分の金額を2で割っていただき、対象月の費用としてください（小数点以下切り捨て）。 ＜例＞ガス料金の10月と11月の合算請求額 65,231円 65,231円÷2≒32,615円（10月分または11月分の費用として申請可能）																
2-12	申請	複数の法人を経営している場合、それぞれの法人で申請することはできるのか？	それぞれ申請することが可能です。 給付要件をそれぞれの確定申告書類にて確認し、要件を満たしていることが確認できれば複数の法人に給付します。																
2-13	申請	申請書の取得方法を教えてほしい。	支援金（第3弾・令和6年4月～令和7年3対象分）の申請書は、市役所及び各区役所で配架しています。 <table><tr><th>施設名</th><th>配布場所</th></tr><tr><td>千葉市役所</td><td>高層階7F Aカウンター</td></tr><tr><td>中央区役所</td><td>きぼーん11F 中央区総務課</td></tr><tr><td>花見川区役所</td><td>1F 情報コーナー、2F 花見川総務課</td></tr><tr><td>稲毛区役所</td><td>1F 情報コーナー</td></tr><tr><td>若葉区役所</td><td>3F ロビー</td></tr><tr><td>緑区役所</td><td>2F 正面玄関右側チラシ置き場</td></tr><tr><td>美浜区役所</td><td>1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課</td></tr></table>	施設名	配布場所	千葉市役所	高層階7F Aカウンター	中央区役所	きぼーん11F 中央区総務課	花見川区役所	1F 情報コーナー、2F 花見川総務課	稲毛区役所	1F 情報コーナー	若葉区役所	3F ロビー	緑区役所	2F 正面玄関右側チラシ置き場	美浜区役所	1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課
施設名	配布場所																		
千葉市役所	高層階7F Aカウンター																		
中央区役所	きぼーん11F 中央区総務課																		
花見川区役所	1F 情報コーナー、2F 花見川総務課																		
稲毛区役所	1F 情報コーナー																		
若葉区役所	3F ロビー																		
緑区役所	2F 正面玄関右側チラシ置き場																		
美浜区役所	1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課																		
2-15	申請	申請書には、いつ時点の従業員数を記載すればよいか？	申請書における従業員数は、申請日時点の従業員数としてください。 ただし、申請日時点の従業員数により、はじめて中小企業者に該当する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。																
2-16	申請	誓約書・同意書（様式第2号）は、事業所の所在地や名称も自署する必要があるか？	事業所の所在地や名称の欄は、押印や印字による記載で構いません。 ただし、代表者職・氏名欄の「氏名」については、必ず自署してください。 （法人の場合は代表者の自署、個人事業者は本人の自署） オンライン申請の場合には、自署した書類をスキャナーなどにより、PDFなどの電子データに変換していただき、その後、申請画面上で添付していただきます。																
2-17	申請	申請手続上、押印は必要か？ また、署名は必要か？	押印は不要です。 誓約書・同意書（様式第2号）の代表者職・氏名欄の「氏名」については必ず自署してください。 （法人の場合は、代表者の「氏名」のみ自署が必要）																
2-18	申請	代理での申請は可能か？	可能ですが、以下の書類をご提出いただく必要があります。 （なお、「申請手続」を代理人が行う場合も、申請者名は法人（代表者）、個人事業者となります。） ・委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載、②受任者（振込名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） ・委任者と受任者それぞれの本人確認書類の写し ※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等 なお、法人に属する従業員が担当者として「申請手続」を行う場合は、委任状の添付は不要です。 「申請手続」のほか「支援金の受け取り（申請者名義以外の口座への振込）」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載をお願いします。																
2-19	申請	開業月の確認方法は？	【法人】法人設立届出書（法人税法第148条）に記載された設立年月日 【個人】個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）に記載された開業・廃業等日 ※いずれも書面申請の場合は收受日印、e-Taxにより電子申請した場合は、受付完了の印字が必要です。 上記のいずれもない場合は、手引き31ページをご参照ください。																
2-20	申請	確定申告書などは、いつの年の控えを提出すればよいか？	【法人】申請日時点で直近の事業年度の法人税確定申告書 【個人】申請日時点で最新の所得税確定申告書 （確定申告を行っていない場合、申請日時点で直近の市民税・県民税申告書） ※いずれも收受日印が押印（税務署においてe-Taxにより電子申告した場合は、受付日時が印字）されている必要があります。																

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
2-21	申請	事業形態を変更した場合はどうしたらよいのか？	追加資料として、事業が引き継がれていることを確認できる書類が必要です。 【個人事業を廃業し、法人を設立した場合】 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）、法人設立届出書（法人税法第148条） 【法人を廃業し、個人事業を設立した場合】 異動届出書（税務署宛、法人税法第15条、第20条）、 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条） ※提出書類の内容から事業引継ぎが確認できること ※いずれも收受日印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されている必要があります。上記のいずれもない場合は、手引き31ページをご参照ください。
2-22	申請	事業承継した場合はどうしたらよいのか？	追加資料として、事業が引き継がれていることを確認できる書類が必要です。 【個人事業者から個人事業者へ事業を引き継いだ場合】 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条） ※收受日印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されている必要があります。上記のいずれもない場合は、都道府県税事務所の收受日印のある「個人の事業の開始等の報告書の控え」をご提出ください。 【法人から法人へ事業を引き継いだ場合】 事業形態等に変更が生じたことが分かる資料 ※提出書類の内容から事業引継ぎが確認できること
2-23	申請	提出した確定申告書の記載事項に変更がある場合はどうしたらよいのか？	追加資料として、変更事項に応じて下記の書類を提出してください。 【個人：事業所の所在地、名称（屋号）が変更】 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（收受日印または受信完了の印字が必要） 【個人：住所、氏名が変更】 本人確認書類の写し 【法人：納税地が変更】 異動届出書（税務署宛、法人税法第15条、第20条）（收受日印または受信完了の印字が必要） 【法人：代表者、資本金が変更】 履歴事項全部証明書 ※收受日印または受信完了の印字が必要な書類において、そのいずれもない場合につきましては、手引き31ページをご参照ください。
2-24	申請	法人及び個人の確定申告書、市民税県民税申告書の控えがない場合（未申告の場合）、給付対象となるか？	税の申告の控えがない場合は、申請書類の不足により支援金を受給できません。 税の申告は、事業を営むにあたり必要な手続きであるため、紛失等された場合については、申告を行った税務署、または市税事務所へご相談ください。 ＜参考＞市税事務所 「花見川区、稲毛区、美浜区に居住している方」⇒西部市税事務所（043-270-3140） 「中央区、若葉区、緑区に居住している方」⇒東部市税事務所（043-233-8140）
2-25	申請	所得税がかかっていない又は少額のため所得税の確定申告書の提出が不要であると言われたため、確定申告書の写しを添付することができない場合はどうしたらよいのか？	申請日時時点で直近の市民税・県民税申告書の控え（両面）と収支内訳書の控え（1枚）の写しを取得し、提出してください。 ※いずれも收受日印が押印されている必要があります。市税事務所にお電話いただき、ご相談ください。 ＜参考＞市税事務所 「花見川区、稲毛区、美浜区に居住している方」⇒西部市税事務所（043-270-3140） 「中央区、若葉区、緑区に居住している方」⇒東部市税事務所（043-233-8140）
2-26	申請	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいのか？	電子通帳等の画像を提出してください。 同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。
2-27	申請	本人確認書類は、何を提出したらよいのか？	下記のいずれかの写しを、住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。 ・運転免許証（両面）※返納している場合は運転経歴証明書で代替可能 ・個人番号カード（表面のみ） ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者の者に限る）（両面） ※上記本人確認書類を保有していない場合は、下記のいずれかで代替できます。 ・住民票の写しとパスポート（顔写真の掲載されているページ） ・住民票の写しと各種健康保険証（両面） ※各種健康保険証は「記号」「保険者番号」「二次元コード」が見えないようにマスキングしてください。
2-29	申請	共用部の電気料金を負担している場合、その分も対象としてよいのか？	対象となります。負担された共有部の電気料金を含めて申請してください。
2-30	申請	領収書等は原本の提出が必要か？	提出いただいた書類は返却をしません。 原本は不要ですので、A4サイズにコピーしたもの（A4 1枚に複数貼り付け可）を提出してください。
2-31	申請	電気料金などの使用日が10月16日～11月15日となっている場合、何月の利用月となりますか？また、電気・ガス・ガソリンなど複数経費の合算で申請する場合の利用月の考え方を教えてください。	利用月は、以下の①～③のいずれかの方法で決めてください。 ①電気・ガスの請求書（領収書）に記載の「〇月分」 ②「検針日」の属する月 ③利用期間に含まれる月：10月16日～11月15日など （この場合、10月分と11月分のどちらで整理しても可） ただし、1申請に対しての上記の整理は①～③のどれかに統一してください。 電気、ガスなどの複数の請求書（領収書）がある中で、電気は①、ガスは③のような整理はできません。
2-32	申請	ガソリンの請求書にガソリンスタンド名の表記しかありません。この書類だけで申請可能ですか？	追加書類が必要です。レギュラー、ハイオク、軽油など、品目の表記のあるものをご提出ください。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾） Q & A

No.	種別	質問	回答
2-33	申請	支店の請求書を提出予定です。宛先住所、宛名が支店になり、確定申告と異なるのですが?	個人事業者の場合で確定申告書第1表で確認できない事業所・店舗の場合は、追加書類が必要です。個人事業の開業・廃業等届出書、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地が確認できる書類をご提出ください。 法人の場合は、請求書の宛先に法人名が明記されていれば追加書類は不要です。法人名が明記されていない場合は、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地が確認できる書類をご提出ください。
2-34	申請	個人事業者ですが確定申告の事業所所在地を記入する欄に、誤って自宅住所を記載してしまいました。	追加書類が必要です。個人事業の開業・廃業等届出書、食品営業許可証、美容所検査確認証など、事業所所在地を確認できる書類をご提出ください。
2-35	申請	法人ですが、事業で利用したガソリン代などの支払に個人のクレジットカードを利用しているため、請求書やレシートなどの宛先に会社名の記載がありません。	会社の代表者のものであれば、確定申告で氏名の確認はできますが、代表者以外の従業員のカードの場合は、従業員と分かる書類の追加提出が必要です。 ※利用内容については、事業での利用分のみ計上してください。 その場合、余白に「事業での利用分」などの追加記載が必要です。
2-36	申請	経営している店舗の経費を計上したいのですが、請求書等の宛先住所、宛名が店舗になっており、業種的に証明書がありません。	店舗を借りたときの賃貸契約書など繋がりわかる書類をご提出ください。
2-37	申請	電気料金で計上したいのですが、請求書が店舗を賃借している建物のビル管理会社発行のものになります。	宛先住所、宛名が確定申告の記載事項と一致していて、利用月、電気代、金額の表記があれば提出可能です。 宛先住所、宛名の店舗名などが確定申告書の記載事項と一致しない場合は、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地が確認できる書類をご提出ください。
2-39	申請	個人事業者ですが、会社も経営しており、社会保険に加入していますが、個人事業者として申請できますか?	申請可能です。経営会社の健康保険証と併せて経営会社の履歴事項全部証明書（3か月以内発行のもの）をご提出ください。被雇用者ではなく会社経営者（法人役員）である事が確認できれば、個人事業者として取扱います。
2-40	申請	法人です。二人代表制で、確定申告と通帳の代表者氏名が異なります。	履歴事項全部証明書（3か月以内発行のもの）を併せてご提出ください。 代表者氏名を確認いたします。
2-41	申請	第1弾または第2弾を受給しました。必要書類が重複していますが、再度提出する必要がありますか?	前回の申請から時間が経過しており、変更の有無などの確認のため、必要書類は再度提出をお願いいたします。
2-42	申請	個人事業者ですが、マイナ保険証を利用しているため国民健康保険証を持っていません。	マイナ保険証を利用している方は、次のいずれかの書類を提出してください。 ①有効期限内の国民健康保険証がお手元にある場合は、「国民健康保険証の写し」 ②国民健康保険証の「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し」 ③マイナポータルから健康保険証の資格情報（スクリーンショット又は印刷して提出してください）
3-1	給付要件	中小企業でなくても対象となりますか？ また、対象外となる業種はありますか？	中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）の場合も申請書（様式第1号）の第1面の表中の各業種に規定される規模以下の場合は、本支援金の対象となります。 対象となる業種は幅広く、医療機関、福祉施設、専業で農業を営む方なども対象となります。 資本金又は出資金のない法人の場合は、常時使用する従業員の数が上記の表以下の場合に対象となります。政治団体、宗教団体等、対象外となる業種の詳細は「申請の手引き」10ページをご参照ください。
3-3	給付要件	申請日までに市外に移転した場合は対象となりますか？	【法人】 対象となりません。申請日時時点で市外に本店を移転された事業者は、給付の対象外となります。 【個人】 市外への引っ越し又は市外への事業所の移転を行った場合、以下のいずれかを満たす場合は給付の対象となります。 ①千葉市の居住者（住民票で確認）であること ②引き続き市内に主たる事業所（確定申告書等で確認）があること
3-4	給付要件	兼業していますが、対象になりますか？	個人事業者がアルバイトの副収入がある場合でも対象となります。具体的には、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。
3-5	給付要件	被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、給付を受けられますか？	受けられません。 本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられている者と見なし、対象外となります。なお、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。
3-6	給付要件	自宅兼事務所の場合は申請できますか？また、領収書は一本となっていますがどのように記載すればよいですか？	申請可能ですが、自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料に家事費相当分が含まれる場合は、税の申告と同様に、事業用に使用した経費を案分して算出し、事業用分のみを申請してください。
3-7	給付要件	市内に本店があり、市外に支店があります。対象経費は合算できますか？	合算できますが、1法人または1個人につき申請は1回までとなります。市内外に複数の事業所を有している場合の電気料・ガス料の利用総額は、市内外全事業所分を合算して算出することができます。
3-8	給付要件	個人事業者ですが住民票は市内にあり、事業所が市外にあります。対象となりますか？	対象となります。 また個人事業者の方で住民票が市外にある方でも、市内に主たる事業所がある場合は対象となります。
3-9	給付要件	確定申告書提出以降に規模を縮小し、申請時点において中小企業者となった場合は、申請が可能ですか？	申請が可能です。 直近の確定申告書においては資本金や従業員数等の規模が確認できないため、規模を縮小したことが分かる資料（履歴事項全部証明書や常時使用する従業員の数が確認できる書類）を提出してください。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）
 Q & A

No.	種別	質問	回答
3-11	給付要件	申請日までに市外から市内に移転してきた場合は対象となるのか？	【法人】 申請日時点で市内に本店を有している事業者は対象となります。 異動届出書（税務署宛、法人税法第15条、第20条）（收受日印または受信完了の印字が必要）や、履歴事項全部証明書をご提出ください。 【個人】 申請日時点で千葉市の居住者（住民票で確認）である、または市内に主たる事業所（個人事業の開業・廃業等届出書で確認、收受日印または受信完了の印字が必要）がある場合は対象となります。
3-12	給付要件	個人の場合で、不動産収入のみを有する場合は対象となるのか？	対象となりません。 確定申告書上で事業収入を有する方を対象としています。
3-13	給付要件	個人の事業と法人を設立して事業をやっているが、両方対象になるか？	それぞれの事業形態で給付要件に該当する場合は、個人の事業と法人の事業の両方が対象となります。
3-14	給付要件	個人事業者が事業を行っているかは、収入の種類により判断するのか？	所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることが判断基準になります。 事業収入以外の収入で申告されている方については、個人事業の開業・廃業等届出書を提出されている方に限り、個人事業者として判断します。
3-15	給付要件	士業は対象になるか？	対象になります。
3-16	給付要件	保険の営業をしています、対象になるか？	法人の場合、法人の業種として対象になります。 個人の場合、個人事業の開業・廃業等届出書を提出している場合でも、社会保険に加入している場合（自身経営の会社役員の場合を除く）は、個人事業者ではなく被雇用者とみなされるため対象となりません。
3-17	給付要件	第1弾または第2弾を受給しました。第3弾支援金は申請できますか？	前回の支援金（第1弾・令和5年4月～9月対象分もしくは第2弾・令和5年10月～令和6年3月対象分）の受給の有無にかかわらず、今回の支援金（第3弾・令和6年4月～令和7年3月対象分）の給付要件に該当すれば申請可能です。
4-1	その他	いつ支援金が振り込まれますか？	申請書類などに不備がない場合は、概ね1か月半程度で指定口座への入金を予定しています。 なお、支給が決定した方には、振込予定日が記載された給付可否決定通知書を送付します。
4-2	その他	外国語サービスはありますか？ I need foreign language service.	はい。英語と中国語で対応しています。必要な方は事務局までお問合せください。 For English and Chinese, language assistance services are available, please call (043-227-2260) or email (chibacity-chushoenergy@jtb.com) us.
4-3	その他	申請書の書き方が分からないので、教えてほしい。	事務局でご案内しますので、043-227-2260へご連絡をお願いします。 土日祝日を除く、平日8:30～17:30までが電話受付時間となります。 事務局にて対面でも相談対応します。あらかじめ電話予約をお願いいたします。
4-4	その他	税金上の取り扱いは、課税となるのか？	この支援金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるため、原則課税対象となります。
4-5	その他	NPO法人であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがないが？	確定申告の必要がないNPO法人等の場合は、活動計算書、正味財産増減計算書等を提出いただくこととなります。
4-6	その他	NPO法人で直近の事業報告書を提出していないが、ほかの書類で代用が可能か？	代用はできません。 行政側が特例等により提出期限を延長している等あれば、ご相談ください。